

# 高知大学勤務時間管理員及び勤務時間管理員補助者の指名に関する規則

平成16年4月1日  
規則第57号

最終改正 令和6年6月18日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学における勤務時間の監督者（以下「監督者」という。）、勤務時間管理員及び勤務時間管理員補助者の指名及び事務の範囲について定めるものとする。

(監督者、勤務時間管理員の指定等)

第2条 監督者、勤務時間管理員及び勤務時間管理員の事務の範囲を別表第1のとおり定める。

- 2 監督者は、所属職員の勤務時間を適正に把握し、管理する。
- 3 勤務時間管理員は、監督者を助け、職員の勤務時間の管理に関する具体の事務を行う。
- 4 教育学部附属学校における監督者は、監督者が必要と認める場合は、自身が管理又は監督する部署に所属する他の職員（原則として、当該部署において管理又は監督の地位にあり、国立大学法人高知大学職員給与規則第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける者とする。）に監督者の権限の一部を委任することができる。
- 5 監督者は、前項の規定により権限を委任した場合又は委任を解除した場合は、自身が管理又は監督する部署に所属する職員に周知する。

(勤務時間管理員補助者の指定等)

第3条 前条の勤務時間管理員のほか、職員の就業場所等を考慮し、勤務時間管理員補助者及び勤務時間管理員補助者の事務の範囲を別表第2のとおり定める。

- 2 勤務時間管理員補助者は、勤務時間管理員の職務を助ける。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年10月31日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月20日規則第20号）

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第121号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月31日規則第5号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成23年6月29日規則第16号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第119号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月30日規則第46号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日規則第50号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日規則第114号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第114号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月1日規則第5号）

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成26年8月1日規則第22号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第163号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月27日規則第64号）

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第161号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月14日規則第36号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日規則第103号）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の規則の規定にかかわらず、理学部が存続する間、別表第1中

「

理工学部	理工学部長	総務課理工学事務室理工学事務係長	理工学部職員の勤務時間の管理に関すること。
------	-------	------------------	-----------------------

」

とあるのは、

「

理学部	理学部長	総務課理工学事務室理工学事務係長	理学部職員の勤務時間の管理に関すること。
理工学部	理工学部長	総務課理工学事務室理工学事務係長	理工学部職員の勤務時間の管理に関すること。

」

とする。

附 則（平成30年3月28日規則第85号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規則第87号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月26日規則第44号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日規則第93号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日規則第88号）

この規則は、令和2年3月24日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和2年9月17日規則第8号）

この規則は、令和2年9月17日から施行する。ただし、別表第1の教育学部に係る改正規定は令和元年11月1日から適用し、別表第1の研究国際部に係る改正規定は令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月19日規則第60号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日規則第 67 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 1 日規則第 40 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 17 日規則第 85 号）

この規則は、令和 4 年 3 月 17 日から施行し、令和 3 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 3 日規則第 53 号）

この規則は、令和 4 年 10 月 3 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 10 月 3 日規則第 55 号）

この規則は、令和 4 年 10 月 3 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日規則第 120 号）

この規則は、令和 5 年 3 月 24 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日規則第 132 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 7 日規則第 2 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 7 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 91 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月 18 日規則第 8 号）

この規則は、令和 6 年 6 月 18 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分		監督者	勤務時間管理員に指定する職名	事務の範囲	
法人監査室		法人監査室長	法人監査室長	法人監査室職員の勤務時間の管理に関する事。	
事務局	法人企画課	法人企画課長	法人企画課法人企画係長	法人企画課職員の勤務時間の管理に関する事。 学長事務総括本部付部長・次長・課長を含む。	
	広報・校友課	広報・校友課長	基金・校友係長	広報・校友課職員の勤務時間の管理に関する事。	
	総務部	総務課	総務課長	総務課人文社会科学事務室人文社会科学事務係長	総務課人文社会科学事務室職員の勤務時間の管理に関する事。
				総務課教育事務室教育事務係長	総務課教育事務室職員の勤務時間の管理に関する事。
				総務課附属学校事務室小津地区学校係長	総務課附属学校事務室（特別支援学校係を除く。）職員の勤務時間の管理に関する事。
				総務課附属学校事務室特別支援学校係長	総務課附属学校事務室特別支援学校係職員の勤務時間の管理に関する事。
				総務課理工学事務室理工学事務係長	総務課理工学事務室職員の勤務時間の管理に関する事。
				総務課地域協働事務室地域協働事務係長	総務課地域協働事務室職員の勤務時間の管理に関する事。
				総務課総務係長	総務課の上記以外の職員の勤務時間の管理に関する事。 総務部長を含む。
	人事課	人事課長	人事課労務管理係長	人事課職員の勤務時間の管理に関する事。	
	物部総務課	物部総務課長	物部総務課総務係長	物部総務課職員の勤務時間の管理に関する事。	
	財務部	財務課	財務課長	財務課総務管理係長	財務課職員の勤務時間の管理に関する事。 財務部長を含む。
		経理課	経理課長	経理課総括係長	経理課職員の勤務時間の管理に関する事。
		施設企画課	施設企画課長	施設企画課総務係長	施設企画課職員の勤務時間の管理に関する事。
		施設整備課	施設整備課長	施設整備課機械係長	施設整備課職員の勤務時間の管理に関する事。
	研究国際部	研究推進課	研究推進課長	研究推進課海洋コア室海洋コア係長	研究推進課海洋コア室職員の勤務時間の管理に関する事。
				研究推進課研究推進係長	研究推進課の上記以外の職員の勤務時間の管理に関する事。 研究国際部長を含む。
学術情報課		学術情報課長	学術情報課医学部分館サービス係長	学術情報課（岡豊事業場）職員の勤務時間の管理に関する事。	
			学術情報課物部分館サービス係長	学術情報課（物部事業場）職員の勤務時間の管理に関する事。	
			学術情報課総務係長	学術情報課の上記以外の職員の勤務時間の管理に関する事。	
地域連携課	地域連携課長	地域連携課総括係長	地域連携課職員の勤務時間の管理に関する事。		
I o P イノベーション推進課	I o P イノベーション推進課長	I o P イノベーション推進課総務会計係長	I o P イノベーション推進課の職員の勤務時間の管理に関する事。		
学務部	学務課	学務課長	学務課総務係長	学務課職員の勤務時間の管理に関する事。 学務部長を含む。	
	学生支援課	学生支援課長	学生支援課総務・企画係長	学生支援課職員の勤務時間の管理に関する事。	

医学部・病院事務部	入試課	入試課長	入試課総務係長	入試課職員の勤務時間の管理に関する事。
	国際教育支援室	国際教育支援室長	国際教育支援室総務係長	国際教育支援室職員の勤務時間の管理に関する事。
	総務企画課	総務企画課長	総務企画課職員係長	総務企画課職員の勤務時間の管理に関する事。 医学部・病院事務部長を含む。
	会計課	会計課長	会計課総務係長	会計課職員の勤務時間の管理に関する事。
	施設管理課	施設管理課長	施設管理課保全係長	施設管理課職員の勤務時間の管理に関する事。
	学生課	学生課長	学生課総務係長	学生課入試室以外の職員の勤務時間の管理に関する事。
			学生課入試室入試係長	学生課入試室職員の勤務時間の管理に関する事。
医事課	医事課長	医事課医事係長	医事課職員の勤務時間の管理に関する事。	
人文社会科学系	人文社会科学部門	学系長	総務課人文社会科学事務室人文社会科学事務係長 総務課教育事務室教育事務係長 総務課理工学事務室理工学事務係長 総務課地域協働事務室地域協働事務係長 物部総務課総務係長 総務企画課職員係長	学系に所属する職員の勤務時間管理に関する事。ただし、学内共同教育研究施設、海洋コア国際研究所、保健管理センター及び機構の所属職員及び専任担当を命じられた職員を除く。
	教育学部門			
自然科学系	理工学部門	学系長		
	農学部門			
医療学系	基礎医学部門	学系長		
	連携医学部門			
	臨床医学部門			
	医学教育部門			
	看護学部門			
総合科学系	黒潮圏科学部門	学系長		
	地域協働教育学部門			
	生命環境医学部門			
	複合領域科学部門			
人文社会科学部	人文社会科学部長	総務課人文社会科学事務室人文社会科学事務係長	人文社会科学部職員の勤務時間の管理に関する事。	
教育学部	教育学部長	総務課教育事務室教育事務係長	朝倉事業場に勤務する教育学部職員の勤務時間の管理に関する事。	
		総務課附属学校事務室長	小津事業場に勤務する教育学部職員（附属学校職員を除く。）の勤務時間の管理に関する事。	
	附属学校	校園長	総務課附属学校事務室小津地区学校係長	附属幼稚園職員の勤務時間の管理に関する事。 附属小学校職員の勤務時間の管理に関する事。 附属中学校職員の勤務時間の管理に関する事。

			総務課附属学校事務室特別支援学校係長	附属特別支援学校職員の勤務時間の管理に関する事。	
理工学部		理工学部長	総務課理工学事務室理工学事務係長	理工学部職員の勤務時間の管理に関する事。	
医学部	医学部附属病院	検査部	部長	臨床検査技師長	医学部附属病院検査部の教員以外の職員の勤務時間の管理に関する事。
		放射線部	部長	診療放射線技師長	医学部附属病院放射線部の教員以外の職員の勤務時間の管理に関する事。
		輸血・細胞治療部	部長	臨床検査技師長	医学部附属病院輸血・細胞治療部の教員以外の職員の勤務時間の管理に関する事。
		栄養管理部	部長	副部長	医学部附属病院栄養管理部の教員以外の職員の勤務時間の管理に関する事。
		上記以外の中央診療施設	病院長	総務企画課職員係長	上記以外の中央診療施設の教員以外の職員の勤務時間の管理に関する事。
		薬剤部	部長	副部長	医学部附属病院薬剤部の教員以外の職員の勤務時間の管理に関する事。
		看護部	部長	副部長	医学部附属病院看護部職員の勤務時間の管理に関する事。
		医療技術部	部長	部門長	医学部附属病院医療技術部の各部門に所属する職員の勤務時間の管理に関する事。
			病院長	総務企画課職員係長	医学部附属病院の上記以外の職員の勤務時間の管理に関する事。
	医学部長	学生課総務係長	医学部非常勤講師、学校医及び教育補助業務に従事する非常勤職員の勤務時間の管理に関する事。		
	医学部長	総務企画課職員係長	医学部の上記以外の職員の勤務時間の管理に関する事。		
農林海洋科学部	農林海洋科学部長	物部総務課総務係長	農林海洋科学部職員の勤務時間の管理に関する事。		
地域協働学部	地域協働学部長	総務課地域協働事務室地域協働事務係長	地域協働学部職員の勤務時間の管理に関する事。		
スポーツ・芸術文化共創専攻	専攻長	総務課教育事務室教育事務係長	スポーツ・芸術文化共創専攻職員の勤務時間の管理に関する事。		
教職実践高度化専攻	専攻長	総務課教育事務室教育事務係長	教職実践高度化専攻職員の勤務時間の管理に関する事。		
黒潮圏総合科学専攻	専攻長	物部総務課総務係長	黒潮圏総合科学専攻職員の勤務時間の管理に関する事。		
学び創造センター	教育企画部門 アドミッションユニット	センター長	入試課総務係長	学び創造センター教育企画部門アドミッションユニット職員の勤務時間の管理に関する事。	
	教育企画部門 学びの質保証ユニット		学務課総務係長	学び創造センター教育企画部門学びの質保証ユニット職員の勤務時間の管理に関する事。	

	教育企画部門 キャリア開発 ユニット		学び創造センター教育企画部門キャリア開発ユニット職員の勤務時間の管理に関する事。
	学生支援部門	学生支援課総務・企画係長	学び創造センター学生支援部門職員の勤務時間の管理に関する事。
データサイエンスセンター	センター長	学務課総務係長	データサイエンスセンター職員の勤務時間の管理に関する事。
グローバル教育支援センター	センター長	国際教育支援室総務係長	グローバル教育支援センター職員の勤務時間の管理に関する事。
教師教育センター	センター長	学務課総務係長	教師教育センター職員の勤務時間の管理に関する事。
希望創発センター	センター長	学務課総務係長	希望創発センター職員の勤務時間の管理に関する事。
総合研究センター	センター長	研究推進課研究推進係長	総合研究センター（朝倉事業場）職員の勤務時間の管理に関する事。
		研究推進課海洋コア室海洋コア係長	総合研究センター（物部事業場）職員の勤務時間の管理に関する事。
		研究推進課研究推進係長	総合研究センター（岡豊事業場）職員の勤務時間の管理に関する事。
次世代地域創造センター	センター長	地域連携課総括係長	次世代地域創造センター職員の勤務時間の管理に関する事。
学術情報基盤図書館	図書館長	学術情報課総務係長	学術情報基盤図書館職員の勤務時間の管理に関する事。
防災推進センター	センター長	研究推進課研究推進係長	防災推進センター（朝倉事業場）職員の勤務時間の管理に関する事。
		研究推進課海洋コア室海洋コア係長	防災推進センター（物部事業場）職員の勤務時間の管理に関する事。
I o P 共創センター	センター長	I o P イノベーション推進課総務会計係長	I o P 共創センター職員の勤務時間の管理に関する事。
海洋コア国際研究所	研究所長	研究推進課海洋コア室海洋コア係長	海洋コア国際研究所職員の勤務時間の管理に関する事。
保健管理センター	所長	総務企画課職員係長	保健管理センター医学部分室の職員の勤務時間の管理に関する事。
		学生支援課総務・企画係長	保健管理センターの上記以外の職員の勤務時間の管理に関する事。
I R ・評価機構	機構長	法人企画課 I R ・評価室 I R ・評価係長	I R ・評価機構職員の勤務時間の管理に関する事。
安全・安心機構	機構長	人事課労務管理係長	安全・安心機構職員の勤務時間の管理に関する事。
全学教育機構	機構長	学務課総務係長	全学教育機構職員の勤務時間の管理に関する事。
学生・教育支援機構	機構長	学務課総務係長	学生・教育支援機構職員の勤務時間の管理に関する事。
設備サポート戦略室	室長	研究推進課研究推進係長	設備サポート戦略室（岡豊事業場）職員の勤務時間の管理に関する事。
		研究推進課海洋コア室海洋コア係長	設備サポート戦略室（物部事業場）職員の勤務時間の管理に関する事。



別表第2（第3条関係）

区分		勤務時間管理員に指定する職名	勤務時間管理員補助者	事務の範囲	
事務局	総務部	総務課	総務課附属学校事務室特別支援学校係長	総務課附属学校事務室特別支援学校配置職員	総務課附属学校事務室特別支援学校係職員の勤務時間の管理に関すること。
	研究国際部	研究推進課	研究推進課研究推進係長	研究推進課宇佐地区配置職員 研究推進課岡豊地区配置職員	研究推進課宇佐地区職員の勤務時間の管理に関すること。 研究推進課岡豊地区職員の勤務時間の管理に関すること。
教育学部	附属学校	総務課附属学校事務室特別支援学校係長	総務課附属学校事務室特別支援学校配置職員	附属特別支援学校職員の勤務時間の管理に関すること。	
医学部	医学部附属病院	看護部	副部長	医学部附属病院看護部病棟等配置看護師長	医学部附属病院看護部病棟等配置職員の勤務時間の管理に関すること。
医療学系及び医学部附属病院		総務企画課職員係長	診療科長、部門長、部長及びセンター長	医療学系又は医学部附属病院に所属する職員で医学部附属病院において医業に従事する医師及び歯科医業に従事する歯科医師として勤務する者のうち勤務時間管理員が補助者ごとに指定する者の勤務時間の管理に関すること。	
総合研究センター		研究推進課研究推進係長	研究推進課宇佐地区配置職員	総合研究センター宇佐地区職員の勤務時間の管理に関すること。	
		研究推進課研究推進係長	研究推進課岡豊地区配置職員	総合研究センター岡豊地区職員の勤務時間の管理に関すること。	